



延岡市公告第 58 号

農業者等による協議の結果の公表について

「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 - (2) - ④及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 1 日

延岡市長 読谷山 洋司



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

本村地区（延岡市）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 12 月 21 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

（経営体数）

地区名	法人	個人	集落営農(任意組織)	計
本村	—	5	—	5

4. 農地中間管理機構の活用方針

取組方針等

農地の貸借契約を締結する場合には原則、全て機構を介して権利設定し、農地の集積・集約に取り組む。

5. 地域農業の将来のあり方

取組事項

水稲の収量を維持した上で収益性の高い麦やイタリアン等の増産に取り組む。また、将来的な地区内の農地利用については、入作農家に頼らず、後継者や新規就農者の育成等に対応し、あくまでも地区内の農家で担っていく。